

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	教育環境整備課
◎ 告 示	
・保安林の指定の解除（2件）	林 政 課
◎ 公 告	
・換地計画の決定（2件）	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・都市計画事業の認可	道 路 建 設 課

規 則

長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第33号

長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年長崎県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（所得額の範囲） 第2条 条例第2条第1項第3号に規定する所得額の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 当該生徒の年間の所得が288万円以下であること。 (2) 当該生徒が扶養親族を有している場合は、生徒の年間の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく課税対象とならない額の最高額の100分の190以下であること。 (3) 当該生徒を扶養している者がいる場合は、生徒の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額であり、かつ、その生徒を扶養している者の年間の所得が、同法に基づく課税対象とならない額の最高額の100分の190以下であること。	（所得額の範囲） 第2条 条例第2条第1項第3号に規定する所得額の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 当該生徒の年間の所得が270万円以下であること。 (2) 当該生徒が扶養親族を有している場合は、生徒の年間の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく課税対象とならない額の最高額の100分の186以下であること。 (3) 当該生徒を扶養している者がいる場合は、生徒の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額であり、かつ、その生徒を扶養している者の年間の所得が、所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の100分の186以下であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

告 示

長崎県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
対馬市上対馬町小鹿字関ノ際466の2・字黒隈際488の13・488の27（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第324号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
対馬市厳原町安神字大米414の32・414の34・549の27（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）宮長地区1工区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）宮長地区1工区
換地計画書
- 2 縦覧期間

令和7年6月13日から令和7年7月3日まで

3 縦覧場所

平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）宮長地区2工区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）宮長地区2工区
換地計画書

2 縦覧期間

令和7年6月13日から令和7年7月3日まで

3 縦覧場所

平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課
川棚町役場建設課
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）
川棚町役場宿直室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（成果不整合地域における基準点改測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市	令和7年7月22日から 令和7年11月7日まで

都市計画事業の認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業の認可の告示が令和7年6月3日付け九州地方整備局告示第84号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画事業の種類及び名称

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業 一・四・四号長崎時津縦貫線 及び 三・一・百四十二号浦上川線

2 施行者の名称

長崎県

3 事務所の所在地

主たる事務所 長崎県土木部

従たる事務所 長崎県長崎振興局

4 事業地

収用の部分 長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、西町、葉山2丁目及び滑石2丁目地内

使用の部分 長崎県長崎市油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦3丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、大園町、葉山2丁目及び滑石2丁目地内

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田ク
宏
リ
ン
ト
弥